

食品安全委員会の改善に向けて（案） （概要）

I 食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨

- 食品安全委員会は、平成20年7月に設立5周年を迎えた。食品に対する国民の信頼を揺るがす事案の発生、消費者庁設立へ向けた取組の推進など、諸環境が変化していく中で、委員会は、これまでの活動を点検し、次なるステップへ向けた取組を行うべき時期を迎えている。
- 委員会は、第248回会合（平成20年7月24日開催）において、これまでの活動実績を総括し、委員会業務や機能のあり方の見直しを行うため、「委員会の改善に向けた検討」を開始することを決定し、委員会及び各専門調査会における調査審議を経て、委員会の改善についての方策を取りまとめた。

II 検討に当たっての基本的考え方

今般の検討は、食品安全基本法に定められた責任と権限を前提に、リスク評価機関である委員会として、どのような改革・改善に取り組んでいくべきかとの観点から行った。

また、現在の事務局体制で取り組める事項には限界があるため、当面の取組に併せて、事務局体制の整備等を踏まえた中長期的な取組の方向性についても検討した。

III 改善に向けた方策

関係者から寄せられた様々な意見等を基に論点を整理し、論点に沿って改善方策を取りまとめた。

1. 食品健康影響評価に係る改善方策

1) 評価全般に関する改善方策

- ・ 評価要請時におけるリスク管理機関からの適切な資料の提供の確保、複数の専門調査会に関連する案件の審議方法の改善、明らかに評価が不要な案件等の整理、ワーキンググループの設置による機動的な審議体制の確保を行うことにより、調査審議の効率化を図る。
- ・ GLPに適合した試験のデータを用いるなど、提出される評価データの信頼性をより一層高めるとともに、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう透明性の確保に努める等、調査審議の見直しを行う。
- ・ 中長期的取組の方向性として、過去の評価結果の一定期間後の再評価の実施、タイムクロック制（標準的な事務処理期間）の導入等について検討する。

2) 自ら評価に関する改善方策

- ・ 消費者等関係者の意見をより反映させるため、自ら評価案件を食品安全モニターから募集するなどの取組を行う。
- ・ 緊急の案件について、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施するなど、より迅速かつ柔軟な対応を行う。
- ・ 審議の状況や見通しの明確化を図るため、年1回程度、審議状況等を報告し、今後の取扱いを決定する。

2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策

- ・ 評価結果の通知後、施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて報告を求めるなど適切な対応を行う。
- ・ 食品安全モニターについては、これまでの食品安全に関する活動実績や今後の活動目標等も判断基準に加えて、選考できるようにする。

3. 情報提供に係る改善方策

- ・ 消費者等の関心が高い評価案件については、Q & A や理解に必要となるリスク管理情報を含めた情報発信を行うなど、分かりやすい情報発信を実施する。
- ・ ホームページ及びメールマガジンを見やすく、分かりやすいものとするとともに、季刊誌及びDVDについて読者・視聴者の声を参考にして改善を進める。
- ・ 消費者団体等食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いて、リスク評価、委員会の活動内容等の基本的事項の周知や意見交換等を行うことにより、きめ細かい連携を図る。
- ・ 地方公共団体や消費者団体を始めとした関係団体に対して、食品安全や委員会活動に関する記事の広報誌への掲載について働きかけ等を行う。

4. リスクコミュニケーション(意見交換会等)に係る改善方策

- ・ リスクコミュニケーションについては、メディア等との懇談、意見交換会、ホームページによる情報提供等を有機的に組み合わせることに留意しつつ、改善を進める。
- ・ 意見交換会については、関係者のニーズを分析して目的・目標を明確にし、これに合った多様な場を設定（消費者団体との共催、小規模なものなど）していくとともに、対象に応じた分かりやすい資料を作成する。
- ・ 地方公共団体やリスク管理機関の地方組織等と一層連携したリスクコミュニケーションを推進する。
- ・ リスクコミュニケーター育成講座等の受講者の活動状況やニーズを把握し、活動に必要な情報の提供を行うなど、地域での活動の支援に努める。
- ・ 国民の関心の高い案件についての意見・情報の募集に当たっては、評価書の概要を提供するとともに、意見交換会を行うなど評価内容の理解を助け、意見・情報を出しやすい環境づくりに努める。
- ・ 学校教育において、食品の安全について基礎的な知識を学習できるよう、教育機関・関係団体等との連携を促進する。

5. 緊急時対応に係る改善方策

- ・ 緊急時には、科学的知見や委員会としての見解等を、各種広報媒体等を通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信する。

6. 委員会運営全般に係る改善方策

1) 業務基盤に係る改善方策

- ・ 職員の習熟度の向上等を図るため人事ローテーションの長期化等に努める。
- ・ 内閣府採用の職員の確保を図るため、当面、任期付職員制度の活用を進める。
- ・ 外部専門家の専門知識を活用するため、外部専門家とのネットワーク作りを推進する。
- ・ 研究機能の強化に向けて、調査研究費の確保を図るとともに、応募者の範囲の拡大に努める。
- ・ 中長期的取組の方向性として、事務局体制の強化が必要である。また、将来的に独自の研究機関を持つことも選択肢の一つとして考えるとともに、関係省庁の研究機関との連携・協力のあり方を検討する。

2) 運営に係る改善方策

- ・ 消費者を始めとした関係者の意見等を聴き、委員会業務に反映させるため、幅広い関係者から構成される企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会における調査審議の充実に努めるとともに、国民からの意見・情報の募集方法の改善等を図る。
- ・ 委員会活動の継続的な改善を進めるため、業務管理の充実や事後評価の改善などを行う。
- ・ 専門調査会間の横断的連携を図る観点から、定期的に座長会を開催する。

IV おわりに

食品安全委員会においては、この改善方策を着実に実施するとともに、今後とも、消費者を始めとした関係者の意見等を幅広く聴き、委員会活動の継続的な改善を実施していく。

また、中長期的に取り組むべき課題については、その具体化に向けて更に検討を進める。